平 成 28年 9 月 23日
長崎県警察本部訓令第26号
最終改正　令和８年10月22日　長崎県警察本部訓令第23号

# 長崎県警察官の支給品及び貸与品の取扱いに関する訓令

（趣旨）

第１条　長崎県警察官（以下「警察官」という。）に支給又は貸与する長崎県警察官の支給品及び貸与品に関する条例（平成６年長崎県条例第13号。以下「条例」という。）第２条の支給品及び条例第３条の貸与品並びに条例第４条の特殊の被服及び装備品（以下これらを「給・貸与品」という。）の取扱いについては、条例に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（給・貸与品の事務及び管理）

第２条　給・貸与品の支給及び貸与に関する事務は、警務部装備施設課長（以下「装備施設課長」という。）が行うものとする。

２　所属長は、所属の警察官が保有する給・貸与品を把握し、適切に管理するよう指導しなければならない。

（支給及び貸与）

第３条　給・貸与品は、次の各号のいずれかに該当する場合に支給し、又は貸与する。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

(1) 警察官に任命されたとき。

(2) 長崎県警察官の服制に関する訓令（平成28年長崎県警察本部訓令第25号。以下「服制訓令」という。）第12条に定める課、隊、係等の勤務を命ぜられたとき。

(3) 復職したとき。

(4) 滅失（紛失、盗難等を含む。以下同じ。）した場合又は毀損若しくは損耗（以下「毀損等」という。）により、給・貸与品の着用、着装又は携帯（以下「着用等」という。）に支障がある場合で、新たに支給し、又は貸与する必要があると認めるとき。

（特殊の被服等の貸与）

第４条　条例第４条の規定により警察官に貸与する特殊の被服及び装備品（以下「特殊の被服等」という。）は、別に定める個人貸与品を除き、所属長に貸与し、その後、警察官に貸与するものとする。

（支給品の使用期間の算定）

第５条　支給品の使用期間は、警察官の服制に関する規則（昭和31年国家公安委員会規則第４号）第３条に規定する着用期間の合計により算定するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その期間を支給品の使用期間に含まないものとする。

(1) 勤務に服していない停職、休職、療養等の期間が、６月以上のとき。

(2) 特殊の被服の貸与を受け勤務するとき（服制訓令第12条第１項第１号の音楽隊員、同項第６号の交通警察官、同項第８号の交通規制課員、同項第９号の運転免許試験官、同項第11号の広域緊急援助隊員及び同項第12号の機動隊員等を除く。）。

２　条例第５条の規定により返納された支給品を再び支給する場合の使用期間は、返納時における当該支給品の使用期間の残存期間とする。

（給・貸与品の返納）

第６条　警察官は、条例第５条の規定による返納をする場合は、使用期間の満了した支給品及び特殊の被服等についても、所属長に返納しなければならない。
２　警察官は、給・貸与品が毀損等により着用等に支障があるときは、当該給・貸与品を所属長に返納しなければならない。
３　特殊の被服等の貸与を受け勤務する警察官は、異動により他の課、隊、係等の勤務を命ぜられたときは、当該特殊の被服等を所属長に返納しなければならない。
４　所属長は、所属の警察官が死亡したときは、その家族等に対し、返納すべき給・貸与品、返納方法その他返納に必要な事項を教示し、給・貸与品を返納させなければならない。
５　所属長は、前各項の規定による返納を受けたときは、返納された給・貸与品の品目及び員数を確認の上、別に定める返納報告書により、装備施設課長を経由して本部長に報告しなければならない。この場合において、第１項及び第３項の規定による特殊の被服等（個人貸与品を除く。）の返納のときを除き、当該給・貸与品を添えて報告を行うものとする。
６　警察官は、給・貸与品を返納するときは、クリーニングなど衛生上必要な措置を講じなければならない。

（滅失及び毀損の防止）

第７条　警察官は、給・貸与品の滅失及び毀損を防止するため、その取扱い及び管理を適切に行われなければならない。

（滅失、毀損等した場合の措置）

第８条　警察官は、給・貸与品を滅失したときは、直ちにその状況を所属長に報告しなければならない。
２　警察官は、毀損等により給・貸与品の着用等に支障があるときは、速やかにその状況を所属長に報告しなければならない。
３　所属長は、前２項の規定による報告を受けたときは、本人の故意又は重大な過失によるものかどうかを調査しなければならない。
４　所属長は、第１項の規定による報告を受けたとき、及び第２項の規定による報告を受けた場合で本人の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、別に定める報告書により、装備施設課長を経由して本部長に報告しなければならない。
５　所属長は、新たな給・貸与品を所属の警察官に支給し、又は貸与する必要があると認めるときは、別に定める申請書により、装備施設課長を経由して本部長に申請しなければならない。

（給・貸与品の弁償）

第９条　警察官は、故意又は重大な過失により特殊の被服等を滅失し、又は毀損したときは、その特殊の被服等の代価として、品目ごとに定める額を弁償しなければならない。
２　条例第６条第２項及び前項に規定する弁償の額は、その都度、その物の購入額又は調製に要した額を基準として定める。

附　則

この訓令は、平成28年10月１日から施行する。

附　則（令和８年長崎県警察本部訓令第23号）

この訓令は、令和８年11月１日から施行する。